

MT普通免許取得希望の方へのお願い

道路交通法改正に伴い、2025年4月1日から、自動車学校においても、MT普通免許取得に伴う教習内容が変更されます。

MT普通免許を取得するのは、これまでAT普通免許とは別にMT普通免許の教習を実施してきましたが、今後は、AT教習を全て終了した後に、最短4時限のMT教習を続けて受ける必要があります。よって、当自動車学校においては、以下3種類の方法のうち、入校時に一つを選択していただき、MT普通免許を取得していただきたいと思います。

1, MT普通免許課程で入校する方法

新料金 383,460 円 (税込)

* 最短31時限のAT教習の後、引き続き、最短4時限のMT教習を実施し、最短35時限全ての教習終了後、1日でAT普通免許の卒業検定と、MT普通免許の卒業検定に合格する必要があります。いずれかの卒業検定が不合格の場合、再度、AT普通免許の卒業検定とMT普通免許の卒業検定に併せて合格する必要があります。

* 卒業検定等にかかる手続きが煩雑なため、料金が割高になります。

2, AT普通免許課程に入校し、AT普通免許の卒業検定に合格後、引き続き(3ヶ月以内に)AT普通免許限定解除審査を受審していただく方法。

【AT/MTセット取得】

新料金 357,000 円 (税込)

* AT普通免許の卒業検定に合格した後、続けて、AT普通免許限定解除審査(教習は最短4時限)を受け、審査に合格すれば、運転免許センター等における学科試験受験時、AT普通免許卒業証書と審査合格証明書を併せて提出することで、MT普通免許を取得できます。

* MT免許取得までの手続きが少なく、皆さんの負担が最も少ない方法です。

3, AT普通免許を取得した後、1年以内にAT普通免許限定解除をする方法。

新料金 360,600 円 (税込)

* AT普通免許の卒業検定を合格し、運転免許センター等で学科試験に合格し、AT普通免許を取得した後で、当校卒業から1年以内にAT普通免許限定解除をするため、当校に再び入校し、審査(教習は最短4時限)を受審し合格した後、住所地の警察署においてAT普通免許の限定解除を申請する方法。

* 入校時は、AT普通免許取得料金をお支払いいただき、審査教習入校時に、審査教習料金を割引きして調整します。

【※参考 AT普通免許 取得料金 325,820 円 (税込)】